

第4回 独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務運営委員会 議事概要

1 開会の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年9月20日(水) 10時00分
- (2) 場所 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 第3・4会議室

2 出席者

- (1) 運営委員
一場委員、兼子委員、田中委員、西垣委員
井上委員、吉川委員、中里委員、丹治委員、水上委員
(出資者・学識経験者別 五十音順)
- (2) 信用基金
堤理事長、石井副理事長、高野総括理事、飛山総括理事、井田財務担当理事
- (3) オブザーバー(主務省)
山口林野庁企画課長

3 提出議案

- (1) 平成28年度に係る業務の実績に関する評価及び決算について(報告)
- (2) 中期目標期間(平成25年度～平成29年度)に見込まれる業務の実績に関する評価について(報告)
- (3) その他
 - ・ 業務・組織全般の見直しについて(報告)

4 議事経過の概要及びその結果

信用基金から資料に沿って報告がなされた。本報告に関する委員からの主な意見・質問は以下のとおり()内はこれに対する信用基金の説明)。

【意見、質問】

- (1) 回収金収入目標に対する実績が低調な点について、求償権発生の原因となる保証業務の審査はきちんと行っているのか。また、求償権残高に対する回収割合については、今後、目標回収率を設定することが望ましいのではないかと。
(① 当該中期計画を立案した当時は、今後も保証は拡大し代位弁済額・回収額とも増加すると見込んでいた。保証審査については林業者等の特性を踏まえ、個別に審査をしっかりと行うことが重要と考えている。
② 回収率を目標とするとしても水準をどこにおくかは難しい課題であり、主務省と検討して参りたい。)
- (2) 部分保証は回収の強化に有効なのか。有効であれば部分保証を増やしていくべきではないかと。(部分保証はリスクシェアの観点から有効と考えている。100%保証は政策性の高い資金のみを対象としている。)
- (3) 部分保証の審査は、どこが中心となって行っているのか。
(部分保証・100%保証とも信用基金、融資機関双方で審査を行っている。)

- (4) 28年度評価における代位弁済率と、財務諸表における求償権と保証債務見返りの比率とで両者の数値が異なるのは何故か。
(代位弁済率は引受額に対する代位弁済額の比率である。一方、財務諸表の求償権は過去の代位弁済のうち、回収や償却が終わっていないものの累計である。)
- (5) 現預金に占める定期預金の比率が低位と思うが、もっと運用について検討の余地があるのではないか。
(貸付業務に係る都道府県への貸付金の多くが年度末に集中して償還され、翌年度早々に貸付けるため一時的に増加するなどのことから、見かけ上、現預金が多くなっている。)
- (6) 素材(丸太)の供給が急務となっており、今後、大きな資金需要が見込まれる。基金の役割への期待の大きさから、信用力の低位な先であってもきめ細かに対応していただきたい。
(林業・木材産業団体や融資機関並びに都道府県担当者へのPR強化を行っているところ。特に、素材生産については、新たな保証商品を作って取組んでいる。信用格付が低位な先に対しても、林業・木材産業専門の債務保証機関として知見を活かし、将来性を考慮した取組をしていきたいと考える。)
- (7) 再造林を促進する仕掛けが必要。
- (8) 保証の対象をもっと拡大するべき。
- (9) 出資者には保証が終わったら出資持分を全額返してほしいという意見もある。保証と出資の関連を整理して、より保証を受けやすくすることを林野庁とも考えて頂きたい。
(そのようなお話がたくさんあり、基金としても大切な課題と考えているので、林野庁とも、どのような方策が可能か検討していきたい。)
- (10) 28年度評価・見込評価については評価のスキームは良く回っていると思うが、PDCAサイクルとしてみると、AからPについて断絶があって、評価を実施した結果は主務大臣の目標設定にながしかは戻る部分があってしかるべき。目標の見直しもきちんとやっていくことが重要と考える。
- (11) 金利、保証料率の見直しは、どういったタイミングで行っているのか。
(制度資金の金利は、短期プライムレートに即して見直しを行っている。保証料率についても情勢に応じて見直すこととしているが、ここ何年かは変更していない。)
- (12) 収支均衡や黒字化は国民への説明として必要であるが、保証制度の使命もはたしていかれるよう、両面を考える必要がある。与信の低い事業者への支援と、きちんとした審査の両方が重要だが、評価となると定量的な数字だけが独り歩きしてなかなか難しいと感じる。
- (13) 民有林を主体とする素材生産業者は将来の見通しを立てにくい。基金が支援することが重要なのではないか。
(国有林事業の入札者の資金調達について保証する取組を行っている。民有林主体の業者にも山林を購入する場合などに対応している。)

5 閉会の日時 平成29年9月20日(水) 11時58分

以上